

---

今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！  
**日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース**  
第20号（2009年11月5日）

---

# 不開示理由が争点の **二次訴訟結審** **判決は** **12月16日(水)**

1時25分から **二次訴訟の判決（東京地裁522号法廷）**  
電ヶ関駅出口A1を出てすぐ

1時45分から **記者会見（司法記者クラブ）**  
東京地裁正面入り口を入り右手の階段を上がって2F

2時開場～4時まで **報告集会（星陵会館4A+4B）**  
永田町駅6番出口から徒歩3分  
国会議事堂前駅5番出口から徒歩5分

## 岡田外相への 要請書提出

残念ながら、岡田外務大臣に直接面会することはできませんでしたが、山田欣幸氏（外務大臣秘書官）と、舟津龍一氏（アジア大洋州局北東アジア課・課長補佐）に、要請書と賛同団体17、個人2、メッセージ・意見を添えて提出しました。

外務大臣多忙のため、政務官に面会を申し入れ中です

結果報告できず残念ですが、ご了解下さい。  
= 提出した要請書等は6ページに掲載 =

### 目次

二次訴訟の判決は12月16日	...1
再現！ 10・21一日行動	
原告・崔鳳泰氏の陳述	...2
朝日新聞-私の視点（三宅 弘弁護士）	...3
開示請求から今日までの流れ	...4
報告集会	...5
外務省へ要請書提出	...6~7
朝日新聞-私の視点（有光 健氏）	...8
がんばれ！新政権・新国会 日韓共同集会	
メッセージ（円まどか参議院議員）	...9
宮内庁所蔵 関妃国葬記録公開	...10
ゲンゲン裁判（中田光信氏）（増田博光氏）	
読者の声（山川修平氏）	...11
事務局だより	...12

# 再現！ 10月21日 一日行動



10時30分

## 二次訴訟・第7回口頭弁論（東京地裁522号法廷）

事前に配られた原告・崔鳳泰弁護士の意見陳述書を手にした人たちで、傍聴席はほぼ満席になりました。

裁判長との間で簡単な打合せが済んだあと、原告・崔鳳泰弁護士の流暢な日本語による意見陳述が始まりました。

この意見陳述を被告・国（外務省）側が、どんな気持ちで聞いているだろうかと思い、ふと目を遣ると、今までの公判では十名あまり座っていたのに、この日はわずか数名。

今、外務省は、岡田外相から日米4密約について11月中の報告を求められているので、さぞかし忙しかろうなどと考えているうちに、裁判長の「判決は12月16日です」という声が聞こえて、我に返りました。

おおかたの予想は、数ヶ月先だろうということだったので、「年内に判決が言い渡されとは！良かったね！」と喜び合いました。

この日は、9月4日の原告側準備書面（4）に対する 国（外務省）側準備書面（5）が提出されました。ホームページ <http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/> をご覧下さい。

### 日韓会談文書公開訴訟結審

### 原告陳述書

崔 鳳泰

本日は日韓会談文書公開訴訟第2次訴訟の結審日です。去る2005年、韓国で裁判所の判決によって、全面公開された後、日本において継続されてきた日韓会談文書公開訴訟でも、東京地方裁判所裁判官の勇氣ある判決によって、日本の外務省が文書公開の可否を迅速に判断しないのが違法である、という判定が出ました。その次の段階として、公開された文書のなかの不開示部分が公開されるか否かが今回の訴訟の争点です。

原告としては、東京地方裁判所が、また勇氣ある判決を出してくれるであろうと信じています。なぜならば、同じ趣旨の確定判決がすでに韓国において存在し、日本と韓国は民主主義国家として市民の知る権利が行政機関の便宜に優先するという憲法精神を共有するからです。

しかし、原告としては、このような判決によって文書が公開され、これを不服として日本外務省が控訴し、再び、裁判を継続するのは、日本の主権者である日本市民らを冒瀆することであると考えます。なぜならば、恣意的な非公開を通して、真実を隠蔽し、日帝被害者らの権利救済を妨げてきた、前政権・日本外務省の誤りに対しては、日本主権者らが去る2009年8月30日に峻厳な審判を下したからです。したがって、日本外務省は、今からでも日本主権者らの審判を謙虚に受け入れ、裁判所の判決よりも前に、完全公開をしなければならないと思います。原告としては、新しく登場した政権と争いたくはないので、和解を通して迅速に文書公開が成し遂げられることを願います。

周知の通り、法治主義国家において、被害者が誰を相手に権利を主張しなければならないのかを、あい昧にすることほど重大な人権侵害はありません。日本政府は、この間、韓日会談文書公開拒否が日本の国益であるとの誤った判断をし、作成されて30年が過ぎた文書の公開を拒否してきたが、これが決して正しい判断ではないということは韓国でも立証されています。今、韓国では、韓国政府が有している韓日会談文書が公開され、日帝被害者らの人権が回復する契機となり、これによって、より一層望ましい韓日友好の道が開かれています。すなわち、韓国政府は、韓日会談文書を公開し、文書公開を通して公となった韓国政府の責任を認め、その責任を全うするために、政府立法を通して問題を解決しています。

日本政府もこれに参同して、韓日会談文書を公開し、万一、日本政府の責任があるならば、それに相応した責任を負わなければならないと思います。さらには、日本政府が、韓日会談を理由に日帝被害者らに対する責任を否定するならば、文書を公開できない理由はより一層ないと言わざるを

得ないでしょう。

万一、日本政府が、この文書を公開できないならば、それは、日帝被害者らが真実を知らないまま死んでいくことを望んでいることに違はなく、日本政府が真の韓日友好を望んでいないという態度を見せていることと相違ありません。

去る10月9日、鳩山総理は韓国を訪問して、過去の歴史を直視する勇気があると宣言しました。あわせて、日本国内の世論もあって時間が多少かかる場合があるので待つて欲しいとも言いました。私自身は、鳩山首相の真心を信じており、日本国内の世論を見るためにも、必ず韓日会談文書は直ちに公開されなければならないと信じています。韓国の被害者だけでなく日本の市民らも韓日会談の真実を知る権利があり、明らかになった真実によって後続の措置を正しく取ることができるのです。真実を知らなければ、いかなる解決策も探ることができないのです。

韓日会談文書が全面公開されなければならない法的必要性に対しては、韓国と日本の法律家らで違った判断をするということはありません。2005年の全面公開を決めた韓国より、日本が、情報公開において一層後進国であるなどとは信じられません。東アジア最高の先進国らしく正々堂々と文書を公開し、平和共助の韓日新時代をひらいていくためにも、この裁判部が寄与して下さいますようお願い致します。

## 私の視点

三宅 弘

弁護士・独協大法科大学院教授



情報公開法

## 改正して行政刷新の一助に

民主党はマニフェストでムダづかいの根絶のため、現在の政策・支出をすべて見直すことを約束し、「行政刷新会議」で政府のすべての政策・支出を検証することを掲げている。こうした行政刷新のためには、官僚からの積極的情報提供が必要不可欠だ。国民も、単に政権交代劇の観客にとどまらず、積極的な情報公開請求によって主体的にムダづかいの現場の行政情報を入力し、行政刷新を支えることが求められている。

しかし、現行の情報公開法は、アメリカの情報自由法などと比べて弱い。運用面でも情報公開に消極的な例が多く見られる。役所の現用文書の非公開処分を審査する情報公開・個人情報保護審査会も、イラク空輸実績の非公開など、消極的

な答申が目立つ。常勤委員は元高裁長官や元局長クラスの官僚の指定席となり、行政や裁判所の判断以上の積極的公開に踏み切る姿勢に乏しい。事務局も、任期付き公務員を民間から登用しないで、各省庁の担当者に依存しているため、各省庁の求める情報非公開の担い手に見えてしまう。以上のような運用面の抜本改善と、そのような運用に陥らせた情報公開法の改正が必要である。特に、外務省密約の非公開の原因でもある、行政機関の長が非公開相当と認める情報はすべて非公開にできるという規定を、何としても改正する必要がある。また、裁判所において裁判官だけが非公開文書を直接見て公開非公開を判断する「インカメラ審理」も、情報公開法に規定すべきだ。今年1月、最高裁裁判官も、裁判例の中でインカメラ審理手続きを立法化すべきだとの、異例の補足意見を述べている。民主党は、既に市民団体や日弁連が求めた改正案を参考

にした情報公開法改正案を、国会に提出した実績がある。それを前提として法改正を行ってほしい。ただその際、情報公開・個人情報保護審査会は廃止することなく、内閣府に存続させるべきだ。行政刷新のために必要とされる行政不服審査法改正案では、この審査会を廃止し、総務省に置かれる行政不服審査会に吸収することが提案されているが、これでは情報公開制度の趣旨が消えてしまう。

何よりも公文書管理Ⅱ内閣府、情報公開Ⅱ総務省のタテ割り行政を廃して、情報公開を国家戦略と行政刷新の核心に位置付けるべきだ。先の国会で成立した公文書管理法をくり上げて施行し、歴史公文書などの利用請求拒否処分を審査する公文書管理委員会と、情報公開・個人情報保護審査会とを共に内閣府の下に置く。内閣府の総合調整機能の下で、積極的な情報公開によって行政刷新を下支えすべきである。

## 日韓会談文書 開示請求から今日までの流れ

年	月 日	一次訴訟					
2006	4月25日	開示請求					
	5月25日	特例適用通知					
	8月17日	1次部分開示(65頁)					
	10月2日	上記の異議申立					
	12月18日	東京地裁へ提訴					
	2007	3月6日	第1回口頭弁論				
		3月28日	1次の逆転開示(193頁)				
		4月27日	2次開示(1533頁)				
		5月8日	第2回口頭弁論				
		7月10日	第3回口頭弁論				
9月25日		第4回口頭弁論					
11月16日							
11月26日		第5回口頭弁論					
12月26日		原告:勝訴					
2008		1月8日	国:東京高裁へ控訴				
	1月26日						
	4月18日						
	4月23日	控訴審第1回口頭弁論	原告:東京地裁へ提訴				
	5月2日						
	5月9日						
	5月28日	第2回口頭弁論 原告:取下げを提示					
	6月3日	国:取下げ同意で終了					
	6月10日						
	7月1日		第1回口頭弁論				
2009	7月7日						
	8月29日						
	9月9日		第2回口頭弁論				
	10月14日						
	11月25日		第3回口頭弁論				
	12月17日						
	2月17日		第4回口頭弁論				
	2月19日						
	2月26日						
	3月4日						
2009	4月6日						
	4月15日		第5回口頭弁論				
	5月26日						
	6月9日						
	7月8日		第6回口頭弁論				
	7月28日						
	9月1日						
	10月21日		第7回口頭弁論(結審)				
	12月8日						
	12月16日		判決				

### 二次訴訟

争点: 不開示の理由  
個人・法人情報を除く

国側3次開示(5340頁)

### 三次訴訟

争点: 不開示の理由

開示請求者(原告)	国(外務省)
4次開示(3482頁)	
5次開示(16263頁)	
6次開示(32951頁)	

### 異議申立

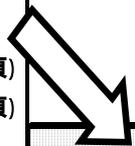
原告: 異議申立書提出

国(外務省): 第1次補正命令  
原告: 同意書提出

異議申立に関する申し入届  
国(外務省): 第2次補正命令

原告: 回答及び申入書提出

国(外務省): 第3次補正命令  
原告: 回答及び申入書提出(再度)





11 時～12 時

## 報告集会

会 場・・・弁護士会館 1002 号室

参加者・・・韓国から 原告・崔弁護士 李容洙さん、前環境大臣夫人、僧侶・慧門さん  
東澤弁護士、小町谷弁護士、張弁護士 会員他 18 人 記者 5 人 計 30 人

### 原告・李容洙さん

鳩山さんが総理大臣になったので、この問題が早く解決できると思っています。みなさんが、とてもがんばってくださっていることを感謝しています。

### 東澤弁護士

今、継続している訴訟は二次訴訟と三次訴訟と二つあり、今日は二次訴訟の結審です。

今日、被告・国（外務省）側が出した準備書面（4）は、中身はありませんでした。こちら側が言ったことに対して、揚げ足を取るようなことしか言っていません。国側にとってみれば、日本の国益ということですね、国益のためにこれを隠すしかないのだ、というようなことには一言も触れないような書面です。この書面を見る限り、国の言い分が正しいと思う人は、僕はいないと思うのです。

加えてこの問題については、前回の期日から今回の期日まで、いろんな変化がありました。

崔弁護士が言われたように、8月30日総選挙において判が下され、岡田外務大臣が沖縄密約について、これまで外務省が隠してきたものについて、もう一回再調査しなさいと指示しました。このことは非常に重要なことだと思います。

これは勿論、裁判にとっても重要なことなのですが、それ以上に外務省が物事を隠してきた体質を、果たして変えることが出来るのかどうか、という点でも大切です。

いずれにしても判決は、12月16日（水）ということに決まりました。これは予想より早い判決ですね。もっと時間をかけるのかと思っていました。年内に判決と言うことで、総会の前に判決ですね。

判決の中身については、我々は何とも言えません。みなさんの力を借りて、或いは、先ほどの流れを含めて、いいところまではいけるのではないかと考えています。

外交交渉の文書を隠したままているのは、主権者、市民を欺いているということ、こちら側の準備書面の中でも、今日の崔弁護士の陳述の中でも述べているので、裁判官には、充分伝わっているのではないかと考えています。

判決は12月16日ですが、裁判所だけが闘いの場ではありません。今日の行動をよろしくお願いします。

### 持橋氏

崔鳳泰さんの意見陳述はとても良かった。特に最後の「韓日会談文書が全面公開されなければならない法的必要性に対しては、韓国と日本の法律家らで違った判断をするということはありません」これが非常に効くのではないかと思い、感銘しました。

### 張弁護士

私はこの訴訟の途中から参加しましたが、非常に勉強になりました。この訴訟ではみなさんにご協力いただき、隠された部分に対して、韓国で公開された文書との照合作業が大変役に立ち、12月16日は、いい結果が出ると思っています。

まだ、三次訴訟が残っていますが、政権が変わり、政治的に解決出来ればできれば有難いなあ、と思っています。



## 13時30分～14時 外務省へ要請書提出



左から田中宏氏 崔弁護士 慧門氏 有光健氏 小林久公氏 山田外務大臣秘書官

残念ながら、岡田外務大臣に直接面会することはできませんでしたが、山田欣幸氏（外務大臣秘書官）と、舟津龍一氏（アジア大洋州局北東アジア課・課長補佐）に、要請書と賛同団体 17、個人 2 と、メッセージ・意見を添えて提出しました。

外務大臣 岡田 克也 様

### 要 請 書

## 公開した日韓会談文書の 25%分、墨塗り箇所の公開を命じてください！！

1940年代、朝鮮半島から強制連行・強制労働させられ、その未払賃金を請求する名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊、および、日鉄第二次供託金訴訟において、名古屋、東京両地裁は2005年、「日韓請求権及び経済協力協定」によって「完全かつ最終的に解決された」と全面棄却の判決を下しました。

一方韓国では、2005年、韓日会談文書の公開を求めた100人訴訟の結果、関連文書およそ3万頁が公開されました。韓国の情報公開法は、日本とは違い、裁判官が直接実物を見ることのできるインカメラ方式を採用していることもあって、裁判所は原告達の主張を受け入れ、韓国政府も文書公開に踏み切ったのです。

私たちは、日本の情報公開法は、誰もが開示請求できることを知り、韓国の被害者たちにも呼びかけて、2005年12月、「日韓両市民による日韓会談文書・全面公開を求める会」を結成、翌年4月、韓国在住188名、日本在住143名、合計331名により麻生太郎外務大臣に対して開示請求をおこないました。

外務省は1年8ヶ月かけて、ようやく約6万頁の文書を公開しましたが、その25%は墨塗りで隠され、現在、東京地裁で係争中ですが、裁判が終了するまでに何年かかるか分からない状況です。

「政官癒着」の自民党政権下、固く扉を閉ざしてきたのが外務省です。日韓会談においての日本側公開文書は、会談の内容から個人請求権の数字、当事者の命の対価とも言える未払い賃金や供託金の金額等、最も大事なところを皆墨塗りで隠しています。そして裁判所も、戦前からの朝鮮半島に対する植民地支配の責任問題を、すべてこの会談によって決着し、「完全かつ最終的に解決された」と切り捨てて来ました。

この、日韓会談文書の隠蔽こそが、真なる友好親善の日韓関係構築を妨げている元凶なのです。新政権は沖縄密約真相究明と共に、墨塗りした会談文書25%分の公開を決断してください。

その上で、日本政府は、朝鮮半島に対する植民地支配の歴史的事実と責任を認め、既に高齢化したアジア・太平洋戦争による韓国・朝鮮人被害者、および遺族への謝罪と補償を完結させるよう、心からお願いいたします。

日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表 田中 宏、山田昭次、西野瑠美子、太田 修、吉澤文寿  
連絡先 事務局長 小竹弘子 電話 0463-95-4662

## 要請書に賛同する団体名

過去と現在を考えるネットワーク北海道代表 小林久公  
市民の知る権利があってこそ基本的人権が保障される民主主義社会です。全面公開を求めます。

<ノーモア南京>名古屋の会 情報公開こそ国の基本政策です。

戦争被害調査会法を実現する市民会議 川村一之

「早よつくろう！」「慰安婦」問題解決法・ネットふくおか  
国民の意思で政権交代した鳩山政権は、アジアとの関係を重視すると謳っています。その姿勢を強く支持します。岡田外務大臣は過去との清算をする意味で、情報公開法に基づき一日も早く「日韓会談文書」の黒塗り文書部分の全面公開を決断してください。そのことが戦後の未解決問題への大きな一歩となり、日本と近隣諸国との信頼関係がより強固なものになると信じています。

長崎在日朝鮮人の人権を守る会 高實康稔  
全面公開しないのは旧来の隠ぺい体質そのものです。守るつもりもないプライバシーを口実にするのも常套手段です。長崎での強制連行被害者調査でも、この壁に突き当たりました。新政権は前政権の隠ぺい体質を完全に払しょくすべきです。

在韓軍人軍属（GUNGUN）裁判を支援する会 古川雅基  
かつて日本軍に従事させた軍人軍属の雇用主であった日本政府は、未払い給与を供託した上で、あとは放置しました。戦死通知すら遺族に送りませんでした。被害者の要求に対しては、すべて「日韓請求権協定及び措置法で解決済み」です。自民党政権化で行なった差別的な「戦後処理」は道義的に許されるわけがありません民主党政権だからこそ、「誠意」の見せ方が問われます。権利を剥奪された韓国人の「知る権利」のために文書公開が実現するよう岡田大臣の指導力を発揮してください。

VAWW-NET Japan  
情報をオープンにするという新政権に期待を込めて、賛同いたします。

戦後責任を問う・関釜裁判を支援する会 花房恵美子  
皆様のご活躍に感謝します。

第2次不二越強制連行・強制労働訴訟を支援する北陸連絡会 新谷

名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟を支援する会 高橋信

日韓民衆連帯全国ネットワーク  
核密約、朝鮮有事の際の米軍出撃密約等とともに 日韓会談文書の全面公開を求めます。

ノー！ハプサ 山本

日本製鉄元徴用工裁判を支援する会 山本

強制連行・企業責任追及裁判全国ネットワーク 持橋

「慰安婦」問題解決オール連帯ネットワーク 坪川

第二次不二越強制連行・強制労働訴訟を支援する北陸連絡会 中川  
日本の司法は、すべての朝鮮半島に対する植民地支配・強制連行の責任を「日韓請求権協定」にて解決済みとして被害者の切実な訴えを退けています。日韓会談の全面公開を求めます。全て韓国・朝鮮人被害者への謝罪と賠償を求めます。

東北アジア情報センター 横原  
1965年の日韓基本条約阻止闘争以来、日韓問題に関心を持ち続けて運動してきました。日本の加害責任を心から反省し、戦後補償問題を解決する努力を放棄してきた日本政府のあり様に怒りを継続してきました。民主党中心の政権で戦後補償問題の解決＝国会決議、戦後補償法の制定・・・をしなければ、日本は真にアジア諸国の民衆と和解することは出来ません。戦後補償問題解決の運動を大きく強くして、政策転換を求める時期だと考えます。その第一歩として日韓会談文書の全面公開を求めることは、大きな意味があります

## 要請書に賛同する個人名

笠原眞弓 戦争の始末は、きちっとつけてほしいです。

豊田護 権力は自らにとって都合の悪い歴史を隠蔽するもの。攻勢あるのみですね

戦後処理

# アジア重視に欠かせぬ解決

# 私の視点

有光 健

戦後処理の立法を求める法律家・有識者の会世話人



鳩山首相が韓国、中国を訪問し、アジア重視の「友愛外交」が始まった。ともに繁栄し、平和で安定した「東アジア共同体」づくりに、戦略的な歩みが求められている。そのために避けて通れないのが、未解決の戦後処理問題だ。朝鮮人や中国人の強制連行、連合国捕虜に対する強制労働、シベリア抑留、民間人の空襲被害、遺骨収集など課題は内外かつ多岐にわたる。戦争が引き起こした不条理や心身の傷に、64年を経て今なお苦しむ被害者が多数存在する事実から目をそらすことはできない。

私は20年近く市民の側から戦後処理問題にかかわってきた。日本で起こされた戦後補償裁判は90年以降だけで70件を超える。不法行為の事実を

「慰安婦」問題で軍当局の関与と強制性を認めた93年の河野官房長官談話もあるが、根拠になった当事者の聞き取り調査は、政府職員らが韓国を訪れ、16人から5日間聴取しただけ。中国、台湾、フィリピン、インドネシアなどの被害者の聴取は行われていない。歴代首相は「反省とおわび」を述べた95年の「村山談話」の踏襲を語ってきた。しかし、当事者らが求めているのは、どのような被害に遭ったのか、日本国民が事実を知り、心に刻んで欲しい、ということだ。

戦時中、麻生前首相の父が経営していた福岡県の旧麻生鉱業の炭坑で連合国捕虜約300人が使役させられていたとの外国メディアの報道に、昨年未まで麻生氏は「確認されていない」と否定し続けた。厚生労働省が資料の存在を明らかにすると、今年に入ってから前首相は前言を訂正したが、直接の謝罪はなかった。

長く続いた自民党政権下では、積み残されたこれらの戦後処理問題は解決できなかった。逆にしほはあ戦争の傷口を広げ、信頼を損ねてきた。担当窓口も外務、厚労、総務、法務省、内閣府などに分かれ、当事者らは縦割り行政によって「たらいまわし」されただけと、日本への失望と反発を強めてきた。不信を信頼に変える政策が「東アジア共同体」づくりに先行して取り組まれるべきだ。

鳩山首相は、これまで戦争被害者たちと接する機会も多く、当事者・遺族の無念の思いに耳を傾けてきた。政権交代した今こそ、反省と決意を形にして示すことが必要だ。民主党などが提出・準備してきた戦後処理関連法案がいくつかあるが、知恵をしぼってぜひ実現させて欲しい。国の責任を明確にし、必要な財源を確保し、信頼と平和構築の時代への確実な一歩として。



14時～15時30分

## がんばれ！新政権・新国会 日韓共同激励集会

衆議院第2議員会館 第3会議室

(議員と秘書6、韓国4、弁護士2、記者5、会員45 計62名)

各団体、弁護士から活動や訴訟の経過報告があり、そのあと議員から激励と力強い決意表明が述べられました。

出席して下さった議員は、石毛えい子・服部良一衆院議員、代理の円より子、行田邦子、紙智子参院議員、藤田一枝・稲見哲男衆院議員の各氏でした。



左から石毛えい子衆院議員、崔鳳泰弁護士、李容洙さん、慧門さん

### 民主党・円より子参議院議員からのメッセージ

日韓共同激励集会 御中

本日はお招き頂きながら急な出張と重なって出席できなくなり、申し訳ございません。本当に残念に思います。

日本では、1998年9月30日に鳩山総理が会長を務める「恒久平和のために真相究明法の成立を目指す議員連盟」を結成し、真相究明を進めるために国立国会図書館に恒久平和調査局を設置し、戦争被害調査を行って結果を国会に報告するという「国立国会図書館法の一部を改正する法律案」をまとめ1999年8月に衆議院に提出しました。しかしながら、現在までに4度提出しましたが、審議未了となっています。

その他、いわゆる「従軍慰安婦」問題や元BC級戦犯問題、シベリア抑留者問題等、戦後補償問題について、法案を提出し/ましたが、未だに成立していません。

韓国では、2004年2月に強制動員についての真相究明法が成立し、政府の機関である「強制動員被害真相糾明委員会」の調査に基づき、様々な事実が明らかにされました。元BC級戦犯の方々は韓国政府より日帝強占下強制動員の被害者であると認定され、既に名誉の回復と補償を得られています。

また、2005年には、韓日会談文書の公開を求めた100人訴訟の結果、関連文書約33万頁が公開されたと伺っています。

日本では、皆様の活動により、外務省がようやく約6万頁の文書を公開いたしましたが、会談の内容から大事な部分を黒塗りにし、隠蔽したものでした。

戦争の実態を明らかにし、その実態を次世代に伝え、アジア地域の諸国民との信頼熟成を図ることによってこそ、我が国の国際社会における名誉ある地位を回復できるのです。

戦後64年を迎え、新政権の下、歴史の事実を明らかにし、戦後補償問題の解決や恒久平和の実現を目指し、力を尽くすことが急務だと思っております。

貴会のご盛会と皆様のご健勝を祈念いたします。



15時～15時30分

## 宮内庁書陵部

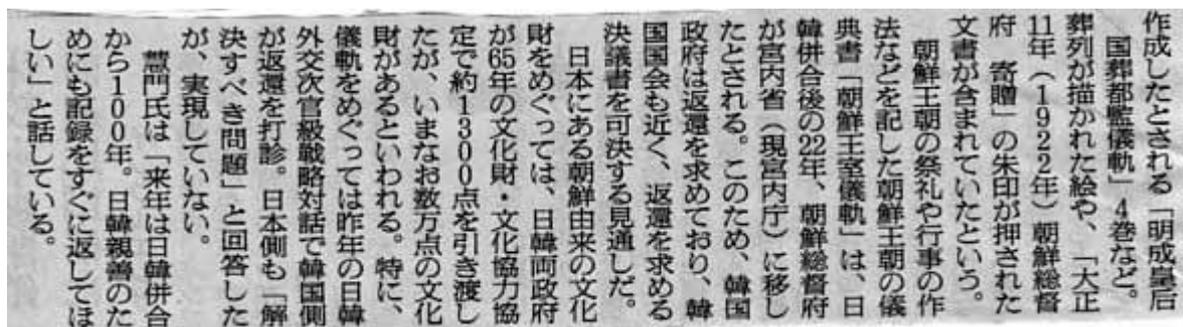
訪問者 (慧門氏, 崔弁護士, 李容洙さん、前環境大臣夫人、朝日新聞・中野記者)

10月22日

朝日新聞朝刊



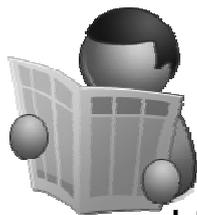
「朝鮮王室儀軌還収委員会」事務総長  
僧侶 慧門(へ・ムン)氏



10月29日 東京高裁  
矛盾した 不当な判決！  
在韓軍人軍属(グンゲン)裁判

裁判長「判決主文、本件控訴を棄却する、  
本件費用は控訴人らの負担とする」  
裁判官たち、サッと立って、後ろの扉の  
中に消える。この間、ものの数十秒・・・  
増田博光

東京高裁が地裁に続いての不当判決です。  
まず原告らの9項目の請求について、日  
韓協定で触れられなかった問題も含めて、  
全てが「日韓請求権協定」で解決済みであ  
るといふ、常識では考えられない乱暴極ま  
る判決です。



## 読者の声

山川 修平

### 読み応え充分の ニュース第19号

創刊以来、もっとも読み応えがあった。  
「求める会ニュース」というからにはニュ  
ース性のある記事に期待するのは読者とし  
て当然。読み応えがあったということは、  
注目させられた記事が多かったということ  
である。

裏を返せばそれだけ会としての活動が活  
発であったことが理解できる。嬉しいかぎ  
り。韓国発のニュースに支えられているこ  
とが大きいように思える。

正直なところ韓国側の積極的な活動に敬  
服せざるを得ない。なかんずくチェ・ボン  
テ弁護士の切れ味には脱帽。問題に対する  
視点、闘いの正当性の明確な理念と理論武  
装、勉強させられること多なり。

「日帝被害者新聞」とは驚きました。主幹  
の李国彦氏らしい、日々の進む情熱に痛快  
さを感じます。

また、靖国合祀の国の関与についても「国  
が靖国神社に対し戦没者情報を通知した行  
為は、宗教と関わりある行為であるが、合  
祀という宗教行為と、その候補者の客観情  
報の収集と提供という行為とは、性質の異  
なる別個の行為」であるので、憲法20条  
第3項に違反しないと述べています。

しかし、靖国神社は、国の名簿提供が「前  
提」としてなければ、合祀できないのです。

また、裁判所自ら「宗教と関わりある行  
為」と認めているにもかかわらず、憲法違  
反ではないという、どう考えても矛盾した  
不当な判決と言わざるを得ません。

中田光信

また、李金珠さんのポスコ名誉会長に宛  
てた文章には感銘を受けました。深い家族  
愛、人間の尊厳を踏みにじられた悲しみ、  
憤り、心に突き刺さります。

90歳にして少しも衰えることのないそ  
の精神の強さに敬服。掲載された写真、書  
斎で机に向っている李金珠さんの姿勢と風  
貌に、知性と強靱な人間性を見ます。そこ  
から享受するものは計り知れない。

今後も19号のような記事で編集される  
なら、会費回収のパーセンテージも自然に  
アップするものと思う。

今後の企画予告など、会の活動は明らか  
にリズムに乗ってきました。我々にとって、  
情報とは思考のテコです。思考は新しい行  
動に結びつきます。

小竹事務局長様の朝日新聞「わたしの視  
点」欄投稿、率先垂範、面目躍如。スタッ  
フのみなさまに感謝と激励を込めて。

#### お詫び

ニュース19号で「日帝被害者新聞」  
の主幹・金国彦氏は、李国彦氏の誤りで  
した。お詫びし、訂正いたします。

(事務局長・小竹)



# 事務局だより



## 2010年 韓国併合100年が 真の日韓友好1年となりますように！

12月4日(金) 10時～午後6時まで ソウル 東北アジア歴史財団  
「民族問題研究所」と「日韓文書全面公開を求める会」共同の国際学術シンポジウム  
テーマ： 韓日両国の文書公開から見た 1965年の韓日協定と請求権問題

韓国 金進局(韓日協定外交文書公開訴訟担当弁護士)

張完翼(弁護士)、

金昌録(慶北大学校教授)

朴培根(釜山大学法学科教授)

金敏喆(民族問題研究所責任研究員)

日本 島田広(不二越裁判弁護士)

張界満(日韓会談文書公開訴訟弁護士)、

吉澤文寿(新潟国際情報大学准教授、日韓会談文書・全面公開を求める会共同代表)

太田修(仏教大学准教授、日韓会談文書・全面公開を求める会共同代表)

小竹弘子(日韓会談文書・全面公開を求める会事務局長)

李洋秀(日韓会談文書・全面公開を求める会事務局次長)

12月8日(火) 10時30分から 東京地裁 522号法廷

三次訴訟 第5回口頭弁論

報告集会 11時～午後1時まで 弁護士会館 1005号室

12月16日(水) 1時25分から 東京地裁 522号法廷

二次訴訟 判決

報告集会 2時～4時まで 星陵会館 4A+4B

12月23日(水・祝) 1時～5時まで 東京しごとセンター

総会 1時～2時まで

国際学術シンポジウム 2時～5時まで

テーマ： 韓日両国の文書公開から見た 1965年の韓日協定と請求権問題

韓国 金昌録(慶北大学校教授)

金敏喆(民族問題研究所責任研究員)

日本 岩月浩二(名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊弁護士)

島田 広(不二越裁判弁護士)

発 行

### 日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表：太田修 田中宏 西野瑠美子 山田昭次 吉澤文寿

(事務局) 〒259-1114 神奈川県伊勢原市高森 3-4-22 高梨荘 202

TEL・FAX：0463-95-4662(小竹)

[Http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/](http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/)

E-mail：[nikkanbunsho@yahoo.co.jp](mailto:nikkanbunsho@yahoo.co.jp)

郵便振替口座 /00820-7-102287 加入者名：日韓会談文書・全面公開を求める会